

参 考

開成町協働推進計画

平成26年5月
開 成 町

はじめに

全国的な人口減少、少子高齢化、核家族化の進行や、経済状況の変化により、町民の皆さまのニーズが多様化しており、これまでのような行政による画一的なサービスの提供だけでは、地域で発生する様々な問題の解決が難しくなってきました。

このような状況の中、本町では、「あじさいのまち開成自治基本条例」を平成20年3月に制定し、新しい公共の担い手となる町民・自治会・町民公益活動団体、事業者等の皆さまとの協働により、地域における様々な問題の解決や、地域活動を推進するための基本的なルールなどを定め、共助・協働・地域の自治活動の3つの原則を大切にすまちづくりを推進しています。

その後、町では、平成24年度から「町民活動応援事業」を創設し、町民活動に対する財政的支援や平成25年度には、地域リーダーの人材育成を目的とした地域リーダー育成研修会を開催してまいりました。

このたび、策定しました「開成町協働推進計画」は、協働によるまちづくりに総合的、計画的に取り組む指針として町民、自治会、町民公益活動団体、事業者、教育機関及び町による協働のまちづくりを推進するための施策や事業の方針、推進体制について具体的に定めたものです。

開成町が町民の皆さまに「いつまでも住み続けたいと思ってもらえる町」になるためには、町民の皆さま、自治会を始めとする町民公益活動団体、事業者及び町等がそれぞれの特徴と得意分野を生かし、協働していくことが必要です。

「日本一元気な開成町」を目指し、町民活動のなお一層の活性化を進め、今後も町を挙げて協働推進を図ってまいります。

終わりに、この計画策定に当たり、パブリックコメント等により貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆さま、熱心にご審議いただきました協働推進委員会委員の皆さまに感謝申し上げますとともに、今後の協働のまちづくりの推進に向けて一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

平成26年5月16日

開成町長 府川 裕一

目 次

第1章 計画の趣旨

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の経過	1
第4節	計画策定の背景	2
	(1) 社会経済情勢の変化	2
	(2) 地方分権の進展	2
	(3) 町民ニーズの多様化・高度化	3
	(4) 町民活動の活性化・参加意識の高まり	3
第5節	計画策定による効果	3
第6節	解決できる課題	3
第7節	計画の期間	4

第2章 協働の理念

第1節	協働の理念	5
第2節	協働の担い手と役割	5
	(1) 町民	5
	(2) 自治会	5
	(3) 町民公益活動団体等	6
	(4) 事業者	6
	(5) 教育機関	6
	(6) 町	7
第3節	協働のメリット	7
	(1) 町民	7
	(2) 自治会	7
	(3) 町民公益活動団体等	8
	(4) 事業者	8
	(5) 教育機関	8
	(6) 町	8
第4節	協働の形態	9
第5節	協働の原則	12
	(1) 目的・目標の共有	12
	(2) 対等な関係の尊重	12
	(3) 自主性・自立性の尊重	12
	(4) 相互理解の推進	12
	(5) 情報の公開・共有	12

第3章 協働の現状と課題

第1節	これまでの取り組み	13
第2節	協働の現状と取り組みにおける課題	15
	(1) 協働によるまちづくりの現状	15

(2) 担い手別の現状と課題	16
----------------	----

第4章 協働施策の方針と展開

第1節 施策展開の基本方針	18
(1) 協働に関する町民理解の深化と町民活動への参加の促進	18
(2) 町民との協働推進のための環境整備	18
(3) 各種団体などとの連携の推進及び強化	18
(4) 町職員の意識改革と推進体制の整備及び町民の町政参画	18
(5) 協働に関する情報の収集、発信と共有	18
第2節 施策展開の方策	19
(1) 協働に関する町民理解の深化と町民活動への参加の促進	19
(2) 町民との協働推進のための環境整備	19
(3) 各種団体などとの連携の推進及び強化	19
(4) 町職員の意識改革と推進体制の整備及び町民の町政参画	19
(5) 協働に関する情報の収集、発信と共有	20
第3節 重点的な取り組み	20
(1) 教育の充実	20
(2) 健康づくりの推進	20
(3) 地域福祉の充実	21
第4節 基本目標	22
(1) 小・中学生の地域活動への参加促進	22
(2) 地域ぐるみの健康づくりの推進	22
(3) 自治会加入率の向上	22
(4) 災害時における要援護者の支援制度の確立	22
(5) 地域における美化活動の展開	23
(6) 地域の防災体制の強化	23

第5章 協働の推進体制

第1節 施策・事務事業の検証	24
(1) 事務事業の見直し	24
(2) 協働事業の検証	24
第2節 体制の整備	24
(1) 協働推進員の配置	24
(2) 全職員を対象にした協働に対する意識の浸透	24
第3節 進行管理と評価	24
(1) 協働推進会議の設置	24
(2) 計画の進行管理	24
(3) 施策、事業の評価と改善	25

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

本町では、平成20年3月11日に、共助・協働・地域の自治活動の3つの原則を大切にしたまちづくりを推進することを特徴として、「あじさいのまち開成自治基本条例」を制定しました。また、この条例にも明記されているように、町民が町政運営の主役となり、町とともにまちづくりの方向性を決定していくためにも、その考え方の基本となるべき町政運営の指針として、「第五次開成町総合計画」を策定しました。

この開成町協働推進計画は、「あじさいのまち開成自治基本条例」及び「第五次開成町総合計画」に基づき、協働によるまちづくりの促進に関する施策を総合的、計画的に取り組むとともに、町民が主役のまちづくりを今まで以上に推進し、「開成町の自治は町民のためのものである」という条例の基本理念と町の将来都市像を確実に実現することを目的として策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

「あじさいのまち開成自治基本条例」では、基本理念を「町民による自治活動を基本に、町民同士の共助を大切にした町民主体の自治を推進する」とし、町民、議会、町の責務及び役割として、「お互いの自主性を尊重しながら協働して住みよい町の維持・発展に努めるものとする」としています。

また、平成25年度を初年度とする第五次開成町総合計画基本構想においては、基本姿勢を政策に展開するための具体的な方向性として4つの視点を定め、その一つに「町民が主体のいきいきとしたまち」を掲げています。

この計画は、この視点に基づいて、協働によるまちづくりを推進し、町民と町等が各種事務事業を推進していくうえでの「協働」の視点や取り組みの基礎となるものです。

第3節 計画の経過

「あじさいのまち開成自治基本条例」の制定後、自治会をはじめ、町民公益活動団体、事業者等の協力のもと、協働による様々な取り組みを推進してきました。

とりわけ本町の各自治会は、多くの地域住民参加のもとで、生活環境の整備、防犯・防災、地域の親睦など幅広い活動を積極的に展開しています。これらの自治会活動を協働の促進にとって重要な存在として捉え、様々な分野で連携を密に取りながら、住みよいまちづくりを進めています。

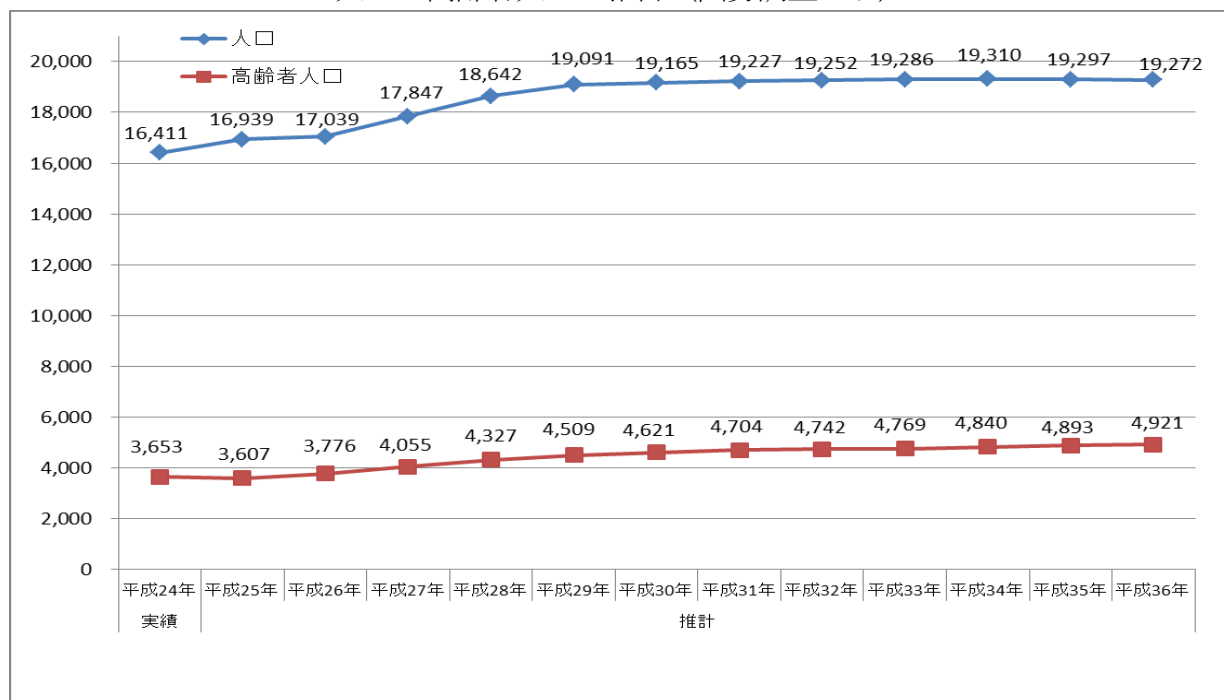
近年、自治会加入率の低迷や町民の高齢化等により、今までのような自治会活動を行うことが難しい状況となりつつある中で、「これまで以上の町民参加」という概念を一層進めるとともに、町民と町等の協働の役割分担を明確にし、更なる協働への取り組みを推進するために、新たな指針を定めるものです。

第4節 計画策定の背景

(1) 社会経済情勢の変化

全国的には人口減少や少子・高齢化が進行していますが、本町においては人口の増加が続き、今後もしばらくは増加が予想され、平成34年度で19,300人程度と推計されます。しかし、本町においても平成24年1月における高齢化率は22.3%となっており、引き続き高齢化が進むものと予測されています。

人口と高齢者人口の推計（国勢調査より）



高齢者人口の増加は、働いて税金を納める世代が減少することになり、町の税収が減少し厳しい財政状況となります。このような状況の中では、これまで同様の町民サービスを維持していくことは難しい状況となってきます。

これまで自治会を中心に地域の課題解決等について対応してきましたが、都市化や核家族化の進展による社会構造の変化により、従来の町による画一的なサービスの提供だけでは、地域で発生する様々な問題に対し、的確に対応することが難しくなっていることから、これまで以上に町民と町等が連携を深め、地域課題の解決に向けた活動を行うことが必要となっています。

(2) 地方分権の進展

これまで国が決めていた各種基準を町が独自に決めたり、県が持っている様々な権限を町へ移したりするなど、町の自主性、自立性を高める改革を進めるよう、関係する多くの法律を一括して改正する地域主権推進一括法が施行されました。

このことにより、国と地方は「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係へと転換し、町は国や県から権限を受けながら、自立して自らの責任と判断で取り組んでいくこととなりました。

こうした分権型社会では、これまでのような国があり、次に県、市町村、最後に町民という構図を逆転させ、町民の地域の実情にあった主体的な参画が重要となります。

国や県からの権限移譲により、町が担う業務が増加し活動領域が拡大することもあり、これまでのように町のみがサービスを担うのではなく、町民との連携が欠かせなくなってきました。

(3) 町民ニーズの多様化・高度化

社会が成熟していくにつれて、個人の生活様式・価値観が大きく変化してきており、町内には地区ごとに異なる課題やニーズが、今まで以上に見受けられ、対応する幅も広がっています。

また、求められるサービスも多様化・高度化してきています。かつては家庭で対応していた育児や介護といったサービスが、労働環境の変化や核家族化等により、家庭での対応が難しくなり、その結果、新たなサービスの需要も生じてきています。

これからは、地域の様々な主体が町民サービスを担っていく必要があると考えられます。

(4) 町民活動の活性化・参加意識の高まり

社会が大きく変化する中で、町民が自発的に地域の課題を解決していこうとするボランティア活動や地域活動が活発化し、その活動領域も拡大してきています。

また、団塊の世代を中心に、経験や能力を生かしながらまちづくりに参加し、自分の思いを形にしたいという意欲を持った方が多く見られるようになりました。

これまで町が担っていたサービスを、町民が主体的に担うなど、地方自治の担い手にも変化が起こっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、絆や助け合いの大切さが見直され、地域活動やボランティア活動が活発化するなど、地域や世代、主体を越えた地域づくりへの関心が今まで以上に高まっています。

第5節 計画策定による効果

協働のまちづくりを推進していくための具体的な指針を示すことで、町民との連携イメージが明確となり、それにより事業の企画・立案段階からそれぞれが関わるきっかけができ、適切なパートナーシップが築かれるとともに、各々がメリットを見出しながら協力することで、情報やノウハウの集積、人的パワー等が活用できる範囲などが拡大します。

また、町民ニーズに即した企画、立案が可能になるほか、より大規模で幅広い事業の展開、集客力の強化等が期待されます。

第6節 解決できる課題

協働によって解決が期待できる課題としては、子育て、地域福祉、防災、防犯、交通安全、環境保全、景観保全、鳥獣害防止等、多岐にわたり、多くの町民サービスが

対象となると考えられますが、その中でも町が独自に行うよりも、協働で取り組んだ方が効果が期待されるものとして、次のようなものが考えられます。

- 自主防災組織等による防災活動
- 災害時要援護者支援体制の整備
- 交通安全、交通事故防止活動
- 伝統文化や芸術・芸能等の伝承、歴史・文化の保全
- 自然環境の保全
- 地球温暖化防止のための活動
- 地域ぐるみの子育て支援活動や高齢者支援活動
- 地域と連携した学校教育の推進
- 鳥獣害防止対策
- 耕作放棄地対策

第7節 計画の期間

開成町協働推進計画の具体的な施策に取り組む期間は、様々な活動や活動団体を取り巻く状況の変化を考慮し、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

この計画の取り組みにより「第五次開成町総合計画」の政策展開に必要なまちづくりの視点の一つである「町民が主体のいきいきとしたまち」を実現していきます。

第2章 協働の理念

第1節 協働の理念

「あじさいのまち開成自治基本条例」では、協働は「町民、議会及び執行機関が、町の課題解決のために対等な立場で、お互いに補い合い協力すること」と定義しています。

また、まちづくりの理念は、「お互いの自主性を尊重しながら協働して住みよい町の維持・発展に努める」となっています。

本条例に基づくまちづくりを進めることは、町民の主体性を確立することに他なりません。町民主体の自治を確かなものとする中で、「町民が主役となるまち」をつくりあげるとともに、町としても町民の視点に立って、町民の要望にきめ細かく対応する施策が実行できます。

また、合わせて「暮らしやすく、町民として誇りを持って住み続けたいまち」を実現します。

第2節 協働の担い手と役割

協働によるまちづくりを効果的に進めていくためには、それぞれの協働の担い手が得意とすることを発揮しあうとともに、役割分担を明確にして、対等な立場でできること、やるべきことを協力して行うことが重要です。

協働の担い手には、町民、自治会、町民公益活動団体、事業者、教育機関、町があり、それぞれの協働の担い手の主な役割や取り組みをまとめると、次のようになります。

(1) 町民

町民一人ひとは、まちづくりの主役であり、様々な協働の担い手の原動力です。町民の役割としては、次のようなことがあげられます。

○まちづくりの主体

まちづくりの主体として、町政及び地域の自治活動に参加することが求められます。

○自治会や町民公益活動団体への参画

自治会をはじめとする、コミュニティ活動への自主的な参画が求められます。

○地域の課題を解決

各地域における様々な課題の解決に向けて、継続的な取り組みの当事者としての役割が求められます。

(2) 自治会

自治会は地域ごとに構成され、地震や火災等の災害に備えた自主防災組織による防災訓練や、子どもたちの安全や安心を見守る街頭交通安全指導の実施、地域の交流や親睦を深めるための夏祭りや文化祭等の行事の開催等、まとまりのある組織でその役割としては、次のようなことがあげられます。

○町民同士の親睦と絆づくり

自治会は地域における様々な課題解決を図り、住みよい地域を作るために自主的に組織された団体ですが、そのためには、いろいろな行事やイベント等への参加を通じて、町民同士がふれあい、話し合い、親睦を深めるとともに、いざというときに助け合えるような絆を育むことが求められます。

○地域の課題を解決

各地域には、子育て、地域福祉、防災、防犯、交通安全、環境保全、景観保全、鳥獣害防止等、いろいろな課題があります。このような課題は、近くに住む町民同士で力を合わせなければ解決できないものであり、地域で考え、話し合っ、解決に向けて活動することが求められます。

○地域意見の町政反映

自治会の代表である自治会長や役員は、町民からの多種多様な意見を取りまとめ、町に要望・提案をすることや、時には審議会や各種委員会の委員となって、町民から見た意見を述べることを求められます。

(3) 町民公益活動団体等

NPO法人やボランティア団体等の町民公益活動団体は、自らの社会的使命の実現のために活動するほか、地域コミュニティや町と連携して、地域課題の解決に向けて取り組みます。町民公益活動団体等の役割としては、次のようなことがあげられます。

○町民サービスの担い手

団体の専門性、先駆性、柔軟性やノウハウを生かし、町では取り組みが難しい多様化した町民ニーズに対応した、幅広いサービスを担うことが求められます。

○専門的知識や情報等の提供

団体の専門的知識やノウハウ、情報等を、町や他の団体に提供し、これらが、まちづくりの様々な機会において、有効に活用されることが期待されます。

(4) 事業者

企業などの事業者が、まちづくりに果たすもっとも大きな役割としては、町税の納付によって、町が行う様々なサービスへの財源面での貢献があげられますが、協働のパートナーとしての役割は、次のようなことがあげられます。

○まちづくり活動への参加、支援

地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められます。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められます。

○企業の果たす社会的責任（CSR）

CSRとは企業が町民、地域及び社会に与える様々な影響を考慮しながら経営を行うことで、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などもその一部とされます。

(5) 教育機関

幼稚園・小学校・中学校・高等学校、教育委員会においても、町や地域社会との

連携や、ボランティア活動等への意識が高まっています。教育機関の役割としては、次のようなことがあげられます。

○地域社会への貢献

自治会や町民公益活動団体等との協力により実践教育を作り出し、その学習目標を共有することから、それぞれの強みを生かした相乗効果を生み出し、地域社会の活性化や次世代の人材育成等の地域貢献が期待されます。

(6) 町

町民参画による協働の推進を、全町で取り組むことにより、事業を効率的に展開していくことが可能となります。町民サービスを町だけが担うという考え方を転換し、町民などの意欲と実行力を生かしたまちづくりを進める必要があります。町の役割としては、次のようなことがあげられます。

○情報の公開

地域社会への様々な活動の参加・参画を通して、協働の機会を見出し、まちづくりに関する情報の積極的な提供が求められます。

○町民公益活動団体等との連携

町民公益活動団体等との協働による地域課題の解決のため、事業などの推進が求められます。

○各種団体への活動支援

研修などにより協働に対する意識の高揚を図るとともに、自治会その他のコミュニティの活動を促進するために必要な支援が求められます。

第3節 協働のメリット

協働のまちづくりが進むことにより、次のようなメリットが期待されます。

(1) 町民

○きめ細やかで多様な町民サービスの提供を受けることができます。

○社会貢献活動に参加する機会が増え、生きがいづくりや自己実現の機会の創出につながります。

○町などとの距離が縮まることにより、町の施策や各種活動等に参加しやすくなり、町民が主体の新しい地域社会の形成につながります。

(2) 自治会

○結束力が高まり、活動の継続性・動員力が増大し、地域コミュニティの活性化につながります。

○町事業に参画することにより、町民サービスの提供主体となることで、事業やサービスへの理解や透明性が確保できます。

○地域の特性を踏まえた自治会が主体的に参画、活動することで、地域の課題解決力が高まります。

○新たな公共的課題などについて、自治会の自由な発想や迅速性を活かした対応ができます。

(3) 町民公益活動団体等

- 自らの社会的使命をより効果的に実現する機会が増え、活動の場が広がり、社会貢献活動の活発化につながります。
- 社会貢献活動への地域住民の理解を得やすくなり、社会的認知を高められます。
- 新たな地域コミュニティの形成へとつながります。
- 異なる発想・行動原理をもつ町との協働を通じて、運営基盤の強化や政策提言能力の向上等、組織のレベルアップを図ることが可能になります。

(4) 事業者

- 効果的な社会貢献活動が実現でき、地域社会の一員として、地域や町民との結びつきが強化されます。
- イメージアップを図ることができます。
- 社会的責任を果たすことができます。(CSR)

(5) 教育機関

- 学校や子どもたちが、教育を通して地域活動に参画することで、社会貢献の機会が増大するとともに、社会貢献に対する理解を深めることにつながります。
- 学校の専門性が地域へ還元されることにより、地域住民の学校に対する理解が深まります。
- 地域住民の知識や技能、経験を学校教育に取り入れることで、生徒などの学習意欲が高まります。

(6) 町

- 企画段階から協働を行うことで、町民公益活動団体や地域コミュニティ等の様々な特性やノウハウを行政施策に取り入れ、きめ細やかで、町民ニーズに沿ったサービスを提供することができます。
- 町とは異なる特性をもつ組織である町民公益活動団体や自治会等の考え方、活動に直接触れることで、職員の意識改革と資質向上につながります。
- 事業や組織の在り方等の見直しにつながり、行政のスリム化など、組織の体質を改善する契機とすることができます。

第4節 協働の形態

協働事業には、様々な形態があり、それぞれの事業目的等に応じて、適切な形態を検討する必要があります。

各協働形態の内容、効果、留意点を整理すると、概ね次のようになります。

協働の形態	内容	効果	留意点
委託	町民が主体的に行う領域において、町民公益活動団体などの特性を生かすことで、より効果的な実施が可能であると認められる場合に、町民公益活動団体などに事業の実施を委託します。	町民公益活動団体などの有する専門性、先駆性、柔軟性等の特性が発揮され、町と比較して、より創造的、先駆的な取り組みやきめ細やかで多様なサービスが提供できます。	単なる町の下請けにせず、対等なパートナーシップで事業を行います。 また、必要に応じて協定書などを締結する必要があります。
補助	町民公益活動団体などが主体的に行う領域において、公益上必要であると認められる場合に、町が財政的支援を行います。	町が取り組みにくい事業を支援することで、事業効果が高まり、多様なサービスが期待できます。	補助をする、補助を受けるという立場の違いから、町民公益活動団体などと町との対等性が失われないようにする注意が必要です。 また、事業完了後は、対象事業の評価を行い、公益性や事業の費用対効果等を確認します。単なる町の下請けにせず、対等なパートナーシップで事業を行い、必要に応じて協定書などを締結する必要があります。
支援	公益性の高い活動を行う町民公益活動団体などに対し、空き施設や、活動に必要な物品・用具等を提供します。	町の手の届かない分野に対して、町民公益活動団体などが労力を提供することにより、迅速できめ細かなサービスが可能となります。	町からの押しつけにならないよう配慮が必要です。

協働の形態	内容	効果	留意点
実行 委員会等	町民公益活動団体や町等、その事業実施の責任を担うものが新たな主催団体を組織し、事業の企画・立案・運営等を行います。	企画段階からの協働が可能であり、相互理解や信頼関係が深まり、円滑な推進体制が構築されます。 また、町民公益活動団体などの豊かな発想とネットワークが生かされ、広く町民参加が呼びかけられます。	集団的な意思決定の中で、責任の所在が曖昧になりやすいので、十分に協議し、役割分担や経費負担等を明確にする必要があります。
共催	町民公益活動団体などと町がともに主催者となって事業を行います。	企画段階からの協働が可能となり、相互理解が深まり、信頼関係が醸成されます。	お互いが対等な立場で役割分担を行い、協定書などで相互の責任の範囲や経費分担を明確にする必要があります。
協力	町民公益活動団体などと町が協力して、一定期間、継続的に事業を実施します。	町民公益活動団体などと町のお互いの特性が生かされ、より効果の高い事業を行うことが可能となります。 また、継続的な協力関係が構築できます。	十分協議を行ったうえで、目的、役割・責任分担、経費負担、有効期間等について、協定書などを締結する必要があります。
後援	町民公益活動団体などが行う事業に対して、町が名義後援など、財政的支援以外の支援を行います。	町が後援することにより、その事業の社会的信用や認知度が高まり、町民の理解と参加・参画が促進されやすくなります。	事業の公益性、社会的有用性に基づき後援することとし、あらかじめ承認・不承認の基準を定める必要があります。
政策提言 企画立案	町民公益活動団体などと町が、政策立案や事業企画を行うにあたって、お互いの提言や意見等を取り入れます。	体験に基づく地域の課題や、町民のニーズを的確に把握でき、創造的で先駆的な施策形成につながることが可能となります。	提言・提案等については真摯に受け止め、その内容について十分に協議・検討する必要があります。

協働の形態	内容	効果	留意点
情報提供 情報交換	町民公益活動団体などと町が、それぞれ持っている情報の公開や提供、意見交換等を通じて、情報を共有します。 また、同じ思いの町民公益活動団体などの情報交換を町が支援します。	町では把握できない地域の実状や課題を把握することが可能になるとともに、町民公益活動団体などの活動の幅が広がります。	情報の取扱いに注意するとともに、一方的な情報提供、情報収集にならないように努める必要があります。
アダプトプログラム	公共の場所を養子にみたて、町民が里親となって養子の美化（清掃）などを行い、町がこれを支援します。	アダプトプログラムのような活動が地域に浸透することで、町民への啓発効果が生じ、例えばポイ捨てが減り、ごみの減量化に結びつくなど、結果的に清掃業務等に係る経費の削減につながります。	アダプトプログラムを継続的に進める方策について、町は多くのメニューを提示する必要があります。

第5節 協働の原則

協働を推進するうえで大切なことは、「協働」とはそれ自体が目的ではなく、相乗効果を得ながら、社会的課題を解決するという共通の目的を達成するための方法であることを認識することです。

このため、その効果が町民などに供与するためには、町民及び町等の双方が、次に掲げる基本原則に立って、事業を実施する必要があります。

(1) 目的・目標の共有

町民や町等には、それぞれの考え方や目的がありますが、協働で事業を行っていくのであれば、お互いがもつ情報を共有し、何のためにその事業を行い、どのような成果をあげるのか、協働のスタート時点で目的や目標についても共有しておく必要があります。そのため、相互の情報を常に交換し合い、協働の目的を再確認しながら、それぞれの役割や責任分担等を明確にすることが大切です。

(2) 対等な関係の尊重

協働においては、町民と町等がお互いをまちづくりのパートナーとして認識し、

対等な関係のもとに事業に取り組む必要があります。それにより、町民に自己責任の意識が高まり、自主的・主体的な活動につながっていきます。

協働を進めるにあたっては、町は、町民を支援する立場というよりも、町民とともに地域づくりを行っていく当事者であるという意識を持つことが大切です。

(3) 自主性・自立性の尊重

町民と町等は、連携をとりながらも、お互いの行動が自己責任のもとにあることを認識し、それぞれの特性を生かして取り組みます。一方に依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つことが重要です。

町民は、町の支援に依存するのではなく、活動の自立を目指して協働を進めていく意識が必要です。

(4) 相互理解の推進

町は公平性や平等性をその行動原理としますが、町民は多種多様な考えを持っています。こうした異なる特性を持つ町民と町等が、共通の目的のために協働するには、お互いの立場や特性を理解し合い、尊重しながら取り組んでいくことが大切です。

(5) 情報の公開・共有

協働で行う事業であっても、町が単独で実施する場合と同じように、協働相手の選定から、事業実施の過程、実施結果までを積極的に公開し、町民に対する説明責任を果たす必要があります。そうすることによって、町や町民公益活動団体等に対する町民の理解も深まり、次の協働事業につながります。また町民も、自らの活動や財政情報を公開することが大切です。

第3章 協働の現状と課題

第1節 これまでの取り組み

「あじさいのまち開成自治基本条例」が施行された、平成20年4月以降（継続事業等も含む）の本町における主な協働の取り組みは次のとおりです。

【町の取り組み】

分野	具体的な取り組み
コミュニティ	まちづくり町民集会（平成18年度～）
	地域リーダー育成研修会（平成25年度～）
	町民活動応援事業（平成24年度～）
教育	学校・地域安全推進事業（平成8年度～）
	人材バンク制度（平成8年度～）
	学校運営協議会制度（コミュニティスクール）（平成22年度～）
健康・福祉	いきいき健康体操の普及（平成18年度～）
	母子保健推進員活動（平成6年度～）
	食生活改善推進員活動（昭和39年度～）
	健康づくり推進事業（昭和54年度～）
防災・安全	防災支援協定（平成24年度～）
	防災訓練（昭和55年度～）
	防災リーダー研修（平成23年度～）
環境	落書き消しキャンペーン（平成18年度～）
	環境防災フェア（平成22年度～）
	かいせいクリーンデー（平成3年度～）
街づくり	開成町酒匂川2号橋連絡道路整備調整委員会（平成21年度～）
	開成町都市計画審議会（平成24年度～）
	公園ボランティア（平成24年度～）
産業・文化	あじさい剪定ボランティア（平成8年度～）
	開成あじさい祭町民アイデア事業（平成19年度～）
	あじさい里親制度（平成20年度～）
	瀬戸屋敷ひなまつり（平成21年度～）
町政	あじさいのまち開成自治基本条例施行（平成20年度～）
	行政改革・事業仕分けの実施（平成22年度～）
	町民意識調査の実施（平成22年度～）
	第五次開成町総合計画策定町民ワークショップ（平成23年度～）
	町民活動応援事業の新設（平成24年度～）
	開成町協働推進計画策定（平成25年度～）

【町以外の取り組み】

開成町社会 福祉協議会	自治会福祉活動サポート（平成15年度～）
	自治会福祉部連絡会等の開催（平成8年度～）
	地区別ふくし座談会の開催（平成5年度～）
	ボランティア講座の開催（昭和61年度～）
	ボランティア活動交流会の開催（平成19年度～）
	ボランティアグループ等の育成・支援（昭和61年度～）
	ボランティアセンター機能の整備・強化（平成10年度～）
子育て中の親子のサロン「チビっ子らんど」の開放（平成9年度～）	

【町民の取り組み】

町民	クリーンデーへの参加
	ごみ減量活動
	防災訓練への参加
	公園ボランティア活動
自治会	かいせいスポ・レクフェスティバルへの参加
	各種スポーツ大会への参加
	災害時要援護者支援
	開成阿波踊りへの参加
	協力集会施設の維持管理
町民公益 活動団体等	マルシェ・かいせい（朝市）の開催
	いきいき健康体操普及
	ゆる体操普及
事業者	学習講座の開催
	清掃活動
	各種町イベントへの参加・協力
	中学生職場体験
教育機関	各種町イベントへの参加・協力

第2節 協働の現状と取り組みにおける課題

本町では、「あじさいのまち開成自治基本条例」の施行後、協働推進に向けた様々なことに取り組んできました。しかし、第五次開成町総合計画策定、町民活動応援事業の助成制度の充実などの取り組みを進める一方で、町職員や町民の協働に対する理解や認識といった面においては、様々な課題があります。

（1）協働によるまちづくりの現状

①町民の意識・理解不足

町民ニーズの多様化やコミュニティの希薄化とともに、かつては家庭や地域が担っていた町民サービスに税金が使われるようになり、町依存意識が強くなって

きました。そのため、町が担ってきたサービスを協働で実施することや、新たな町民ニーズに対して協働で取り組もうとしたときに、協働とは町からの押し付けであるという意識を持つ町民も一部に見られます。しかし一方では、まちづくり活動に参加したいと考えている方も増えつつあります。

②町と町民公益活動団体等の連携不足

町内には、公益的な活動を行う団体やボランティア団体が少ない状況ですが、それぞれの団体が積極的に活動を行っています。しかし、団体間の連携が不足しているため、活動に広がりがなく、限定的になっています。また、各種団体間や町との連携をコーディネートする組織や仕組みもないため、協働の取り組みがなかなか進んでいません。

③町職員の意識不足

協働について関心を持っている職員が少なく、自分では理解していると思っている職員も、協働の本質を正しく理解し、各業務に取り入れているかといえば、まだまだ不十分です。このため、町全体としても十分協働に取り組んでいる状況にはなっておらず、いろいろなところで協働という言葉が使われていますが、実態としての協働はあまり進んでいないと言わざるを得ません。

④推進体制の未整備

本町では、第五次開成町総合計画の施策に「町民主体の自治と協働を進めるまち」を掲げていますが、これを町全体で推進していくための体制や、進捗状況の管理や協働の取り組みによる効果を検証、評価する仕組みがありませんでした。

今後は、町民と町等が役割分担に基づき、対等な立場で協力して行動するという、本来の意味での協働の取り組みを推進するため、その体制整備と仕組みづくりが求められています。

⑤情報発信、情報共有不足

町はたくさんの情報を持ち、これをいろいろな方法で発信していますが、多くの情報に埋もれ、発信できる情報量にも制限があるため、協働に関して町民が必要とする情報がうまく伝わっていません。また、それぞれの団体なども個々に情報を発信していますが、それらの情報を目にする人は限定的であり、こうしたことも、協働に関する町民の関心不足や団体間の連携不足の原因のひとつになっています。

(2) 担い手別の現状と課題

①町民

— 現状 —

○協働に対する理解が不足し、町への依存意識も強い。

○自発的に取り組む人よりも、「やらされている」という意識の人の方がまだまだ多い。

○まちづくりへの参加意識はあるが、具体的な行動につながっていない。

— 課題 —

協働の意識を押し付けがましく仕向けるのではなく、これからの時代、それぞれの生き方を通じて、無意識にでも地域に関われる社会を目指すため、町民に対して的確に情報を伝え、活動に参加するきっかけづくりや環境、仕組みを構築す

る必要があります。

②自治会

— 現状 —

- 自治会への加入率が低下傾向にある。（平成25年4月1日現在80.0%）
- 特にアパートやマンション入居者の自治会加入率が低い。
- 自治会への負担が増加傾向にある。
- 役員に負担がかかり、その人選が難しくなっている。
- 町からの依頼事項が多く、役員や自治会の負担になっている。
- 高齢化や人材の固定化等により、自治会活動に支障が出てきている。

— 課題 —

アパートなどの入居者を含め自治会加入方法を見直し、また、高齢化や人材の固定化の解消、これまで自治会活動に参加のなかった方の参加を促すとともに、町からの依頼事項における自治会役員の負担軽減にも努める必要があります。

③町民公益活動団体等

— 現状 —

- それぞれの活動が町民にあまり知られていない。
- 活動の基盤が弱い。（財源、人材、拠点等）
- 様々な団体などとの連携・協力がうまく図れていない。

— 課題 —

NPO法人などの町民公益活動団体は、特定のテーマを持ちながら自発的、主体的に社会貢献活動を行っていることから、町とは異なる自由さや融通性等の特性を生かし、個別的で多様なサービスの提供や、新たな課題に対して創造的で先駆的な取り組みが期待されます。

このため、町がそれぞれの特性を生かし、協力して取り組んでいく必要があります。また、活動情報の提供や財政支援が必要になります。

④事業者

— 現状 —

- 利益にならない社会的貢献活動などへの参画意識や理解協力が差がある。
- 個別対応が多く、様々な団体などとの連携・協力がうまく図れていない。

— 課題 —

事業者の中には、協働に対する意識に差があることから、協働を推進していくためのPRを、誰に対して行うかが大切になります。また、積極的に協働推進に取り組んでいる事業者との連携を図る仕組みづくりが必要となります。

⑤教育機関

— 現状 —

- 教育機関や町民の方の時間確保が難しい。
- 教育機関を支えてくれる町民の発掘が難しくなっている。
- 教育機関と町民との連携が不足している。

— 課題 —

教育機関と町民が協力し、協働推進体制づくりを進めていくことが必要です。また、教員や地域の町民が、子どもたちと向き合う時間を増やし、さらに地域住民などの学習成果の活用機会の拡充と、地域の教育力の活性化を図る必要があります。

⑥町

— 現状 —

- 職員の協働に対する意識が低く、町全体での取り組み体制ができていない。
- 町民との協働による取り組みを評価する仕組みがない。
- 協働を推進するための情報提供や情報発信が不足している。

— 課題 —

職員の研修などにより、協働に対する意識の高揚を図るとともに、職員一人ひとりが地域社会への様々な活動の参加を通して、協働の機会を見出し、その情報を発信していく必要があります。また、町民と町等との個々の協働の取り組みの基盤となる仕組みや制度を充実していくことが必要です。

第4章 協働施策の方針と展開

第1節 施策展開の基本方針

ここでは、本町における協働に取り組む方向性と基本目標、さらには具体的な施策を示します。

第3章の協働によるまちづくりの現状と課題を踏まえ、協働を推進していくための具体的取り組みを考えていくうえで求められる考え方の視点を、基本方針として5つに整理しました。

(1) 協働に関する町民理解の深化と町民活動への参加の促進

現在、活動を行っている人は限定的であり、活動に参加するきっかけづくりや活動の場の提供が求められています。また、協働という考え方は、まだまだ町民に浸透しておらず、あらゆる機会を捉えて、周知・啓発を行っていく必要があります。

(2) 町民との協働推進のための環境整備

町民は、それぞれが異なったいくつかの課題を抱えており、その活動は必ずしも順調とは言えません。最も大きな課題は団体の運営や活動に要する資金の確保であり、自立した活動ができるように、資金調達の仕組みを構築する必要があります。

また、資金面以外でも、リーダーとなる人材の育成や町民公益活動団体などの活動場所として、町民活動サポートセンターの設置など公共施設を積極的に開放し、容易に活動場所を確保できる体制づくりや環境整備が必要となります。

(3) 各種団体などとの連携の推進及び強化

同じような理念や目的をもって活動していても、他の団体のことは分からず、出会う機会も少ないため、連携、協力した活動ができない実態があります。今後、町と町民公益活動団体等に加え、自治会、企業、教育機関等との交流機会の創出や情報の共有化を図る必要があります。

(4) 町職員の意識改革と推進体制の整備及び町民の町政参画

協働によるまちづくりが、町の施策の基本理念のひとつであるにもかかわらず、職員の協働に対する認識は低い状態にあると言わざるを得ません。協働という考え方を押し付けるのではなく、職員が正しく理解・認識するために、体制整備や仕組みづくりなどの取り組みを実行する必要があります。

(5) 協働に関する情報の収集、発信と共有

協働によるまちづくりの推進には、町政に関する情報や町民の活動に関する情報等、様々な情報の発信と共有が必要ですが、他市町村のような中間支援組織がなく、こうした情報が十分発信されてきませんでした。このため、ホームページの充実をはじめ、あらゆる媒体を通じた情報の発信が必要となります。

第2節 施策展開の方策

協働の推進にあたっては、第1節で整理した5つの基本方針に基づき、施策を展開していくための方策として、次に掲げる取り組みを効果的かつ重点的に推進します。

(1) 協働に関する町民理解の深化と町民活動への参加の促進

①町民への啓発活動

協働のまちづくりの推進は、町や特定の町民だけが担うものではなく、様々な町民との連携・協力が不可欠です。

協働に対する理解と実践する意識を高めるため、あらゆる機会を通して啓発に努めます。

②参加機会の拡大

自主的活動や協働の取り組みへの関心を高めるため、各種イベント、研修会、講座等を開催し、協働のきっかけづくりを進めます。また、町民に町の事務事業や町政情報を説明・提供するとともに、町民の町政に対する意見などを積極的に聴き、町民の幅広い参加や協力を促進します。

(2) 町民との協働推進のための環境整備

①環境の整備

町民と町等が互いに理解し合い、両者の距離を縮めることにより、身近な行政運営を進めるため、「まちづくり町民集会」や「パブリックコメント」等を活用します。さらに、町民活動サポートセンターを設置し、活動場所の確保に努めます。

②人材の育成

協働を推進するうえで最も重要な項目の一つである、協働に対する意識の醸成、知識の蓄積等を促すため、地域リーダー育成研修会などを開催します。

(3) 各種団体などとの連携の推進及び強化

①地域活動への支援充実

地域の自主的な活動を促進するため、町民公益活動団体などの育成、連携を図りながら地域活動への支援を充実します。

②活動拠点の整備

町民公益活動団体などに関連する情報の提供や、情報交換ができる場（町ホームページの活用等を含む。）を構築します。

(4) 町職員の意識改革と推進体制の整備及び町民の町政参画

①体制の整備

町民の視点で協働の在り方や町民が主体的に担うことが望ましい公共分野等を検討するとともに、町が行う町民協働施策に対して意見などを提言する「協働推

進会議」を効果的に運営します。また、行政活動における町民協働の在り方や方法等を検討し、協働に対する職員の知識向上や意識改革を図ります。さらに、自治会活動における協働の取り組みとして、これまで施行した「自治会サポーター制度」の見直しに努めます。

②自主性・主体性の尊重

町民は、これまでも自らの意思と責任に基づく様々な活動を展開し、まちづくりに貢献してきました。

町は、こうした町民の自主性・主体性を尊重し、これからも相互に協力しながら協働を進めます。

(5) 協働に関する情報の収集、発信と共有

①情報の共有化

広報紙やホームページ等の様々な媒体を活用して、町の事務事業の実施状況や施策の検討状況、事業の評価等を、町民に分かりやすく伝えます。また、町の施策や各種計画づくりに町民の意見などを反映させるための仕組みとして、パブリックコメントを生かします。

さらに、「開かれた町民が主役のまちづくり」を進めるため、公募などによる各種委員会の充実を図り、町民の視点での地域からの声を幅広く町政に反映します。

②相互理解と共通認識

町民と町等とが相互の特性を理解し合い、協働によるまちづくりの趣旨について共通認識を深めます。その上で、町民は知恵や技術、経験等を生かして、まちづくりの企画・立案、事業の実施、評価の各段階に進んで参加し、町は豊富な情報を積極的に提供し、町民と共にまちづくりを進めます。

第3節 重点的な取り組み

(1) 教育の充実

○子どもたちの地域参加に関する取り組みを積極的に支援していくことで、協働意識の普及・定着を図り、次世代へ引き継ぐとともに「日本一元気なまちづくり」を進めます。

○子どもたちの社会参加の機会の拡充や地域住民の学校運営への参画をさらに充実させていくことによって、地域との協働による開かれた学校づくりに取り組みます。

(2) 健康づくりの推進

○町民一人ひとりの健康意識の向上をめざし、町民と町との橋渡しを担っている健康普及員や、母子保健推進員、食生活改善推進員などの健康リーダーを育成し、町民一体となった健康づくりに取り組み、「日本一健康なまちづくり」を進めます。

○自治会や各種団体、学校、事業者などと連携し、町民が健康づくりを継続して実践できるよう、栄養や健康の増進に関する健康教育を実施するとともに地域社会全体がかかわり、つながり、支え合う環境づくりを進めます。

(3) 地域福祉の充実

○協働の推進により、町民の福祉活動・共助文化への理解と意識の向上を図り、多様な人々の存在をお互いに理解し合うため、世代間交流や福祉体験、学校における福祉教育の充実を図ります。

○自治会や公益活動団体、事業者などの持つ機能を生かし、日常における高齢者、障がい者などの見守り体制を構築し、災害時にも助け合える災害時要援護者対策を推進します。

(4) 環境保全の推進

○町民、自治会、事業者が一体となって協働による環境美化活動を進め、クリーンデーなどを実施することにより「日本一きれいなまちづくり」を進めます。

○環境教育の一環として、小中学校などと連携し、水路の環境調査や落書き消しキャンペーンなどの環境保全・美化活動を推進します。

(5) 防災体制の充実

○防災訓練や防災研修会の実施により、地域防災力の向上を図るとともに、防災リーダーの育成や救命講習の充実に努めていきます。

○中学生や高校生は災害時に救援活動の貴重な担い手となるため、自治会や学校などと連携して防災訓練や防災研修への参加を働きかけます。

第4節 基本目標

この計画全体を通じて、施策の成果を評価し、「日本一元気な」「日本一きれいな」「日本一健康な」まちづくりを達成するための、具体的な数値目標を設定する。数値目標は、町民、企業、行政が一体となってさらなる町づくり、人づくりを進めていくため、第3節の重点的な取り組みとの整合を図り、さらに充実を図る必要性の高い施策などを掲げています。

(1) 小・中学生の地域活動への参加促進

目標：地域との協働によるまちづくりを進めるため、小・中学生の地域活動への参加促進を図ります。 （防災訓練、地域交流ゲートボール大会、あじさいボランティアガイド、地域集会施設清掃活動、落書き消しキャンペーン、環境調査、敬老祝い金ひと言メッセージ、通学路の安全点検、町内駅伝競走大会、かいせいクリーンデー、AEDを使用した救命基礎講習会）			
指標：小・中学生が地域と関わる事業数			
現状値（平成25年度）	11件	目標値（平成30年度）	22件

(2) 地域ぐるみの健康づくりの推進

目標：子どもから高齢者に対して、定期的に健康診査や健診の受診を促し、町民一人ひとりが健康で豊かな生活を送ることができる体制を支援していきます。			
指標：健康だと思ふ人の割合(開成町健康増進計画)			
現状値（平成23年度）	81.9%	目標値（平成30年度）	85%

(3) 自治会加入率の向上

目標：協働の重要な担い手である自治会の加入率100%を目指します。			
指標：自治会加入率			
現状値（平成25年度）	80%	目標値（平成30年度）	90%

(4) 災害時における要援護者の支援体制の確立

目標：災害時における高齢者や障がい者などの避難を円滑に行うため、自治会、民生委員、開成町社会福祉協議会などと連携し、災害が発生したときに備え、平常時からの見守り活動など要援護者の支援体制の確立を図ります。			
指標：災害時における要援護者の支援体制が確立している自治会数			
現状値	—	目標値（平成30年度）	13自治会

(5) 地域における町民総ぐるみの美化活動の展開

目標：「日本一きれいなまち」を目指して、地域の清掃活動、かいせいクリーンデー、落書き消しキャンペーンなど町民、自治会、事業者、学校などと連携し、地域の美化活動を展開します。			
指標：環境美化活動参加者数			
現状値（平成24年度）	12,604人	目標値（平成30年度）	19,000人

(6) 地域の防災体制の強化

目標：「みんなの町はみんなで守る」という共助の意識を高め、地域の防災体制を強化します。			
指標：防災リーダー養成者数			
現状値（平成25年度）	0人	目標値（平成30年度）	26人

第5章 協働の推進体制

第1節 施策・事務事業の検証

協働で取り組む可能性のある施策や事業は多数ありますが、実際に協働事業として実施した場合の適否を見極めるため、次のような検証を行い、協働によるさらなる事業の推進を図ります。

(1) 事務事業の見直し

「第五次開成町総合計画」実施計画に記載された全事業を対象に、協働事業として取り組める可能性を検証し、見直しを行います。

(2) 協働事業の検証

より良い協働事業となるよう、現在、町民と何らかの関係のもとに実施している事業についても、それが本来の意味での協働と言えるものになっているかについて、改めて検証します。

第2節 体制の整備

「あじさいのまち開成自治基本条例」の基本理念に定める町の将来像に向け、町全体での取り組みを推進していくため、庁内の推進体制を整備するとともに、視点に基づいた具体的な取り組みを着実に実行し、事業の進行管理や評価、改善を行う仕組みを構築します。

(1) 協働推進員の配置

各部局において、町民との協働が着実に進展するよう、各課に協働推進員を配置し、職員の意識の向上を図るとともに、取り組みの進行管理や評価等を行います。

(2) 全職員を対象にした協働に対する意識の浸透

協働に関する職員の関心や認識はまだ不十分であり、協働について正しく理解し、自分の業務に生かしていけるよう、全職員を対象とした研修会を開催します。

第3節 進行管理と評価

(1) 協働推進会議の設置

本計画や、協働によるまちづくりを推進するための町の取り組みについて、評価や検討を行うとともに、必要に応じて見直しを行うための、学識経験者や各種町民活動団体、公募町民等による「協働推進会議」を設置します。

(2) 計画の進行管理

「第五次開成町総合計画」の事業の内容とスケジュールを明記した実施計画に基づき、記載された事業について、別に作成する進行管理シートを活用し、具体的な

取り組みなどについて、年度ごとに進捗状況を把握し、その結果を公表します。

(3) 施策、事業の評価と改善

協働により実施している事業について、実施する主体同士が相互評価を行い、協働の目的や協働により得られた効果等について、同じ視点から振り返り作業を行います。これにより、各事業が着実にまた継続的に実施されるよう、PDCAサイクルによる改善を行います。